㊢

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示

大阪労働局一般公示第６２号

平成２４年９月２４日大阪地方最低賃金審議会から大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第３項において準用する同法第１１条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、大阪府の区域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第１５条第３項において準用する同法第１１条第２項及び同法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）第８条の規定に基づき、平成２４年１０月９日までに大阪労働局長あて（大阪市中央区大手前４－１－６７大阪合同庁舎第２号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成２４年9月２４日

大阪労働局長　　森　岡　雅　人

記

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に係る
大阪地方最低賃金審議会の意見の要旨

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金を次のように定めること。

１　適用する地域
　大阪府の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃又は片付けの業務
　ロ　ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　1時間８１６円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　平成２４年１１月３０日